

特定器材マスター登録内容の一部変更（令和4年10月1日適用）

別表番号	区分番号	特定器材コード	特定器材名・規格名	金額種別	変更区分	変更箇所	変更前	変更後	備考
06	002	710010172	歯科鑄造用 1 4 カラット金合金インレー用（J I S 適合品）	1	5	金額	6,569	6,493	【令和4年10月1日適用】 令和4年9月30日付け厚生労働省告示第306号に基づく材料価格の変更
06	003	710010173	歯科鑄造用 1 4 カラット金合金鉤用（J I S 適合品）	1	5	金額	6,552	6,476	〃
06	004	710010174	歯科用 1 4 カラット金合金鉤用線（金 5 8 . 3 3 % 以上）	1	5	金額	6,702	6,626	〃
06	005	710010175	歯科用 1 4 カラット合金用金ろう（J I S 適合品）	1	5	金額	6,529	6,453	〃
06	006	710010176	歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金 1 2 % 以上 J I S 適合品）	1	5	金額	3,715	3,481	〃
06	010	710010180	歯科用金銀パラジウム合金ろう（金 1 5 % 以上 J I S 適合品）	1	5	金額	4,235	4,052	〃
06	011	710010181	歯科鑄造用銀合金第 1 種（銀 6 0 % 以上インジウム 5 % 未満）	1	5	金額	152	145	〃
06	012	710010182	歯科鑄造用銀合金第 2 種（銀 6 0 % 以上インジウム 5 % 以上）	1	5	金額	185	178	〃
06	013	710010183	歯科用銀ろう（J I S 適合品）	1	5	金額	269	265	〃
06	051	710010221	歯科充填用材料 3	1	9	廃止			【令和4年10月1日適用】 令和4年3月4日付け厚生労働省告示第58号「IX 経過措置(3)」に基づく廃止